

業務フローでイメージできる

# インボイス制度 早わかりガイド

**HRMOS** 経費 by  Keihi  
ハーモス

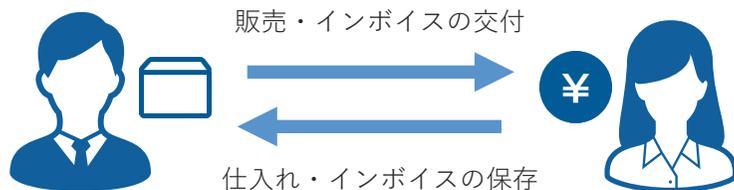
**ezSoft**



# インボイス制度の概要

2023年10月1日に始まるインボイス制度では、売り手側は、買い手側から求められた場合に、一定の要件を満たした請求書や領収書等を発行する必要があります。また、買い手側は、仕入税額控除適用を受けるために、受け取った請求書や領収書等が適格請求書の要件を満たしているかを確認し、保管する必要があります。

## 法令順守のための新たな業務



### 売り手側

- インボイス発行事業者としての事前登録
- 適格請求書、適格返還請求書等の交付
- インボイス制度の要件を満たした消費税額計算
- 発行した適格請求書の写しの保存

### 買い手側

- 請求書に記載されている事業者番号、インボイス記載項目が正しいかの確認
- 仕入税額控除対象有無、経過措置対象有無が判別できる会計仕訳の作成
- 適格請求書、適格返還請求書等の保存

## インボイス記載項目

- ✓ インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ✓ 取引年月日
- ✓ 取引内容
- ✓ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率
- ✓ 税率ごとに区分した消費税額
- ✓ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

# インボイス制度のスケジュール

2023年3月31日までに登録申請書の提出、2023年10月1日時点でインボイス制度の社内対応が完了していなければ仕入税額控除を受けられなくなる可能性があります。まずは、登録申請書の提出を行きましょう。

次に、社内ルールの整備やシステム導入を検討するために、現状の業務や課題の整理を進めていきましょう。

**まだ間に合います。登録申請書の提出と現状整理がポイントです。**



※インボイス制度開始である、2023年10月1日から登録を受けるためには原則、2023年3月31日までに適格請求書発行事業者の登録申請書の提出が必要です。  
なお、令和5年度税制改正大綱によると「令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者が、その申請期限後に提出する登録申請書に記載する困難な事情については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとする」との記載があるため、4月以降に登録申請書を提出しても10月1日に間に合う可能性があります。

# インボイス制度・電子帳簿保存法対応が必要な業務範囲

インボイス制度への対応一つをとっても、請求書発行のみならず多くの経理業務に影響が生じます。

さらに、電子帳簿保存法への対応を視野に入れた場合、各制度毎に異なる内容や要件を把握し、頻繁に行われる法改正への対応を継続していく必要があります。

各法律で必要となる対応業務例

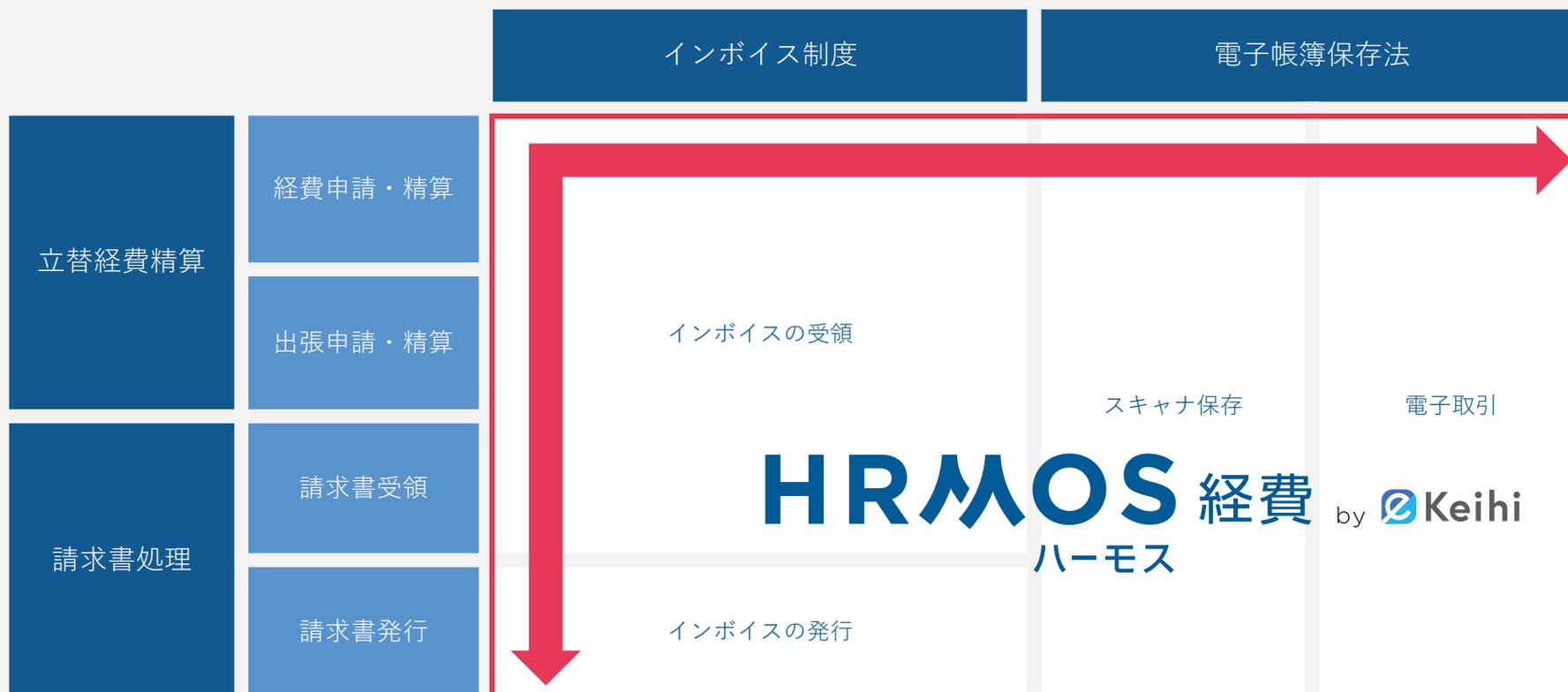
業務名		インボイス制度	電子帳簿保存法
立替経費精算	経費申請・精算	<ul style="list-style-type: none"><li>受取領収書に記載の適格請求書発行事業者番号を確認の上、都度国税庁データベースと照合。</li><li>受取領収書に記載の消費税額と経費申請の消費税額の一致を確認。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>電子データで受領した領収書の電子保存（2024年1月より義務化）</li><li>紙で受領した領収書のスキャナ保存（任意：ペーパーレスを目指す企業様）</li></ul>
	出張申請・精算	<ul style="list-style-type: none"><li>仕入税額控除対象の有無を判断して、判別できるような方式で会計処理。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>帳簿との相互関連性や、訂正削除履歴の保存といった電子帳簿保存法の要件充足</li></ul>
請求書処理	請求書受領	<ul style="list-style-type: none"><li>受取請求書についても、立替経費精算の領収書の場合と同様の業務が発生。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>受取請求書についても、立替経費精算の領収書の場合と同様の業務が発生。</li></ul>
	請求書発行	<ul style="list-style-type: none"><li>請求書に適格請求書発行事業者番号を記載し、必要項目を記載した請求書を交付。</li><li>交付した適格請求書の写しの保存。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>発行した請求書の写しを検索可能かつ訂正削除ができない状態で保存。</li></ul>

# 「HRMOS経費」の法令対応の全体像

HRMOS経費であれば、インボイスの受領も、発行も両方対応可能です。

また、電子帳簿保存法のスキャナ保存と電子取引にも完全対応しています。

HRMOS経費ひとつで、煩雑な業務の効率化・ペーパーレス化をまとめて実現します！徐々に対応することも可能です。



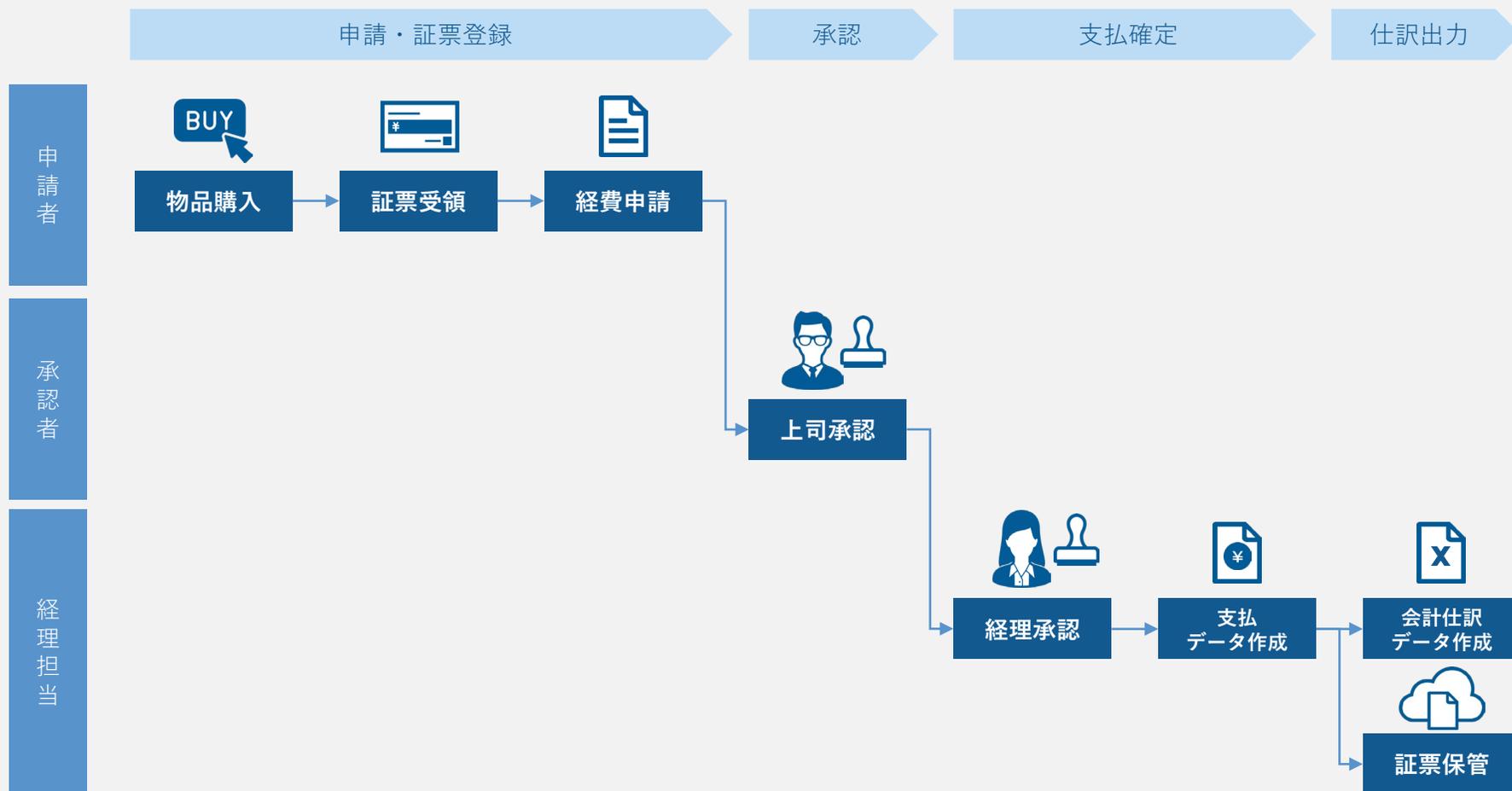
# 「HRMOS経費」のインボイス制度対応機能

HRMOS経費は、OCRによる事業者番号読み取りをはじめとした申請者・承認者向けの機能のみならず、仕入税額控除対象か否か、インボイスの添付有無等を一覧把握できるといった、経理担当者の実務を考慮した機能も提供してまいります。

	申請者・承認者	経理担当者の実務	
受取側	 <b>事業者番号の読み取り・照合</b> <ul style="list-style-type: none"><li>OCR機能で事業者番号を読み取り</li><li>事業者番号、事業者名を国税庁サイトに照合</li></ul>	 <b>確認業務の工数削減機能</b> <ul style="list-style-type: none"><li>仕入税額控除対象の有無を一覧で把握可能</li><li>インボイスが添付されているかを識別できる</li><li>消費税額の検算、差額の修正にも対応</li></ul>	 <b>インボイス制度に対応した仕訳データ出力</b> <ul style="list-style-type: none"><li>仕入税額控除対象か否かを出力できる</li><li>経過措置対象や免除措置等に該当する場合の仕訳データ出力にも対応</li></ul>
発行側	 <b>インボイス制度に対応した請求書の作成</b> <ul style="list-style-type: none"><li>適格請求書の一括作成ができる</li><li>適格返還請求書、立替金精算書にも対応</li></ul>	 <b>データ保存と条件検索</b> <ul style="list-style-type: none"><li>写しの保存義務を満たして7年保存可能</li><li>電子帳簿保存法にも対応</li></ul>	 <b>インボイス制度に対応した仕訳データ出力</b> <ul style="list-style-type: none"><li>適格請求書の要件を満たした税額を計算可能</li><li>端数が生じた場合の売掛金修正にも対応</li></ul>

# 一般的な経費精算業務・請求書処理業務フロー

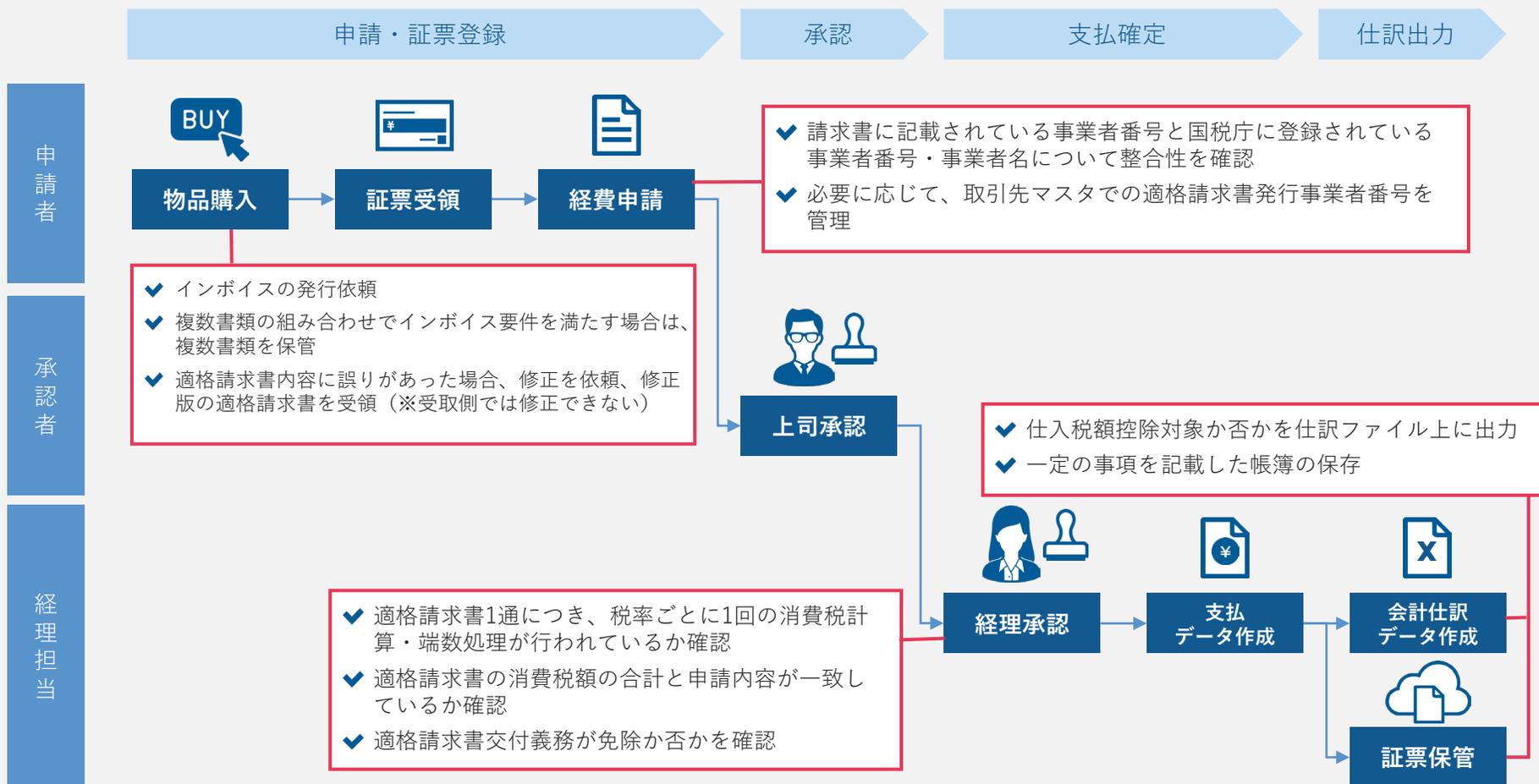
一般的な企業において、立替経費精算業務や請求書処理業務は下記の流れとなっています。



# インボイスの受取側（買い手側）の業務影響

申請者がインボイスを受領してから、会計仕訳を作成するまでの業務フローの中で多くの対応が必要になります。

一例として、事業者番号・事業者名の確認や、経費申請の消費税額とインボイス記載の消費税額的一致確認があげられます。



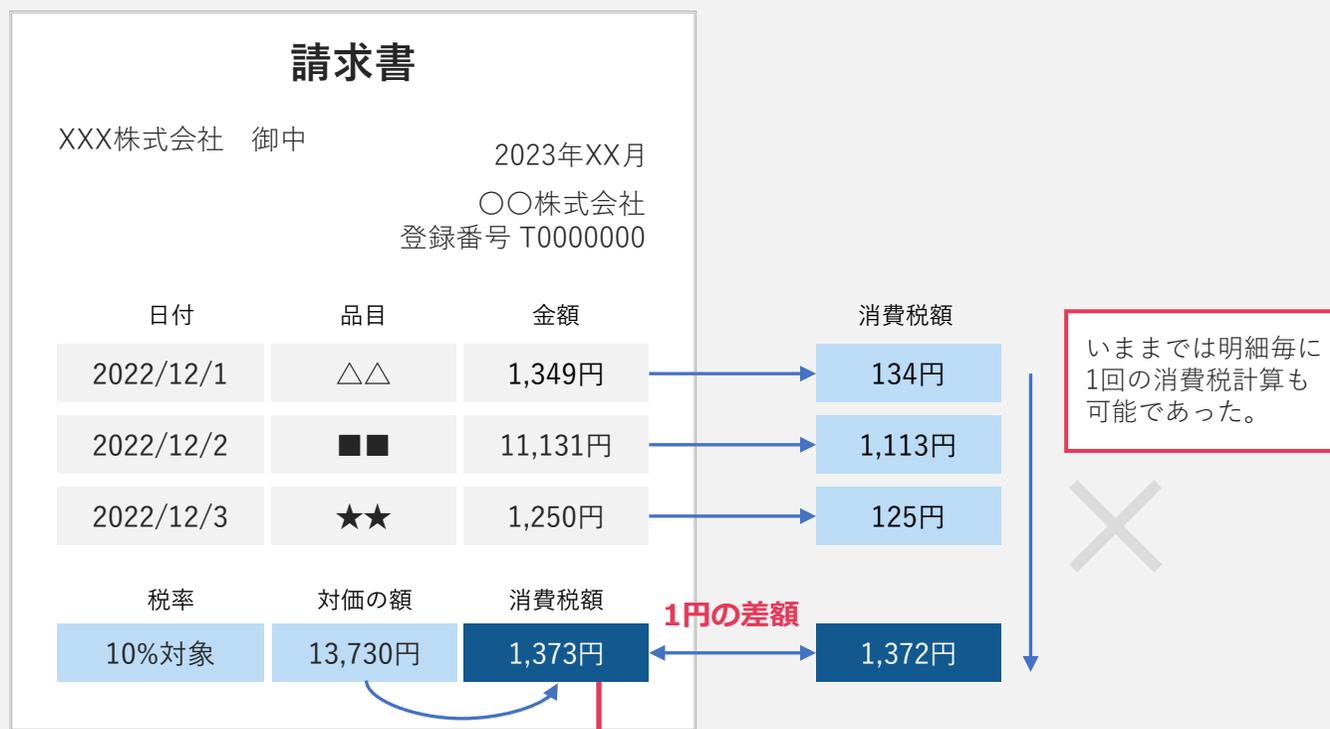
# 消費税額等の計算方法と端数処理

インボイス制度開始後は、1通の適格請求書につき、税率ごとに1回の消費税額計算、端数処理を行うことが求められます。

これにより、1つの適格請求書に記載されている明細ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を

「税率ごとに区分して合計した消費税額」として記載することはできなくなります。

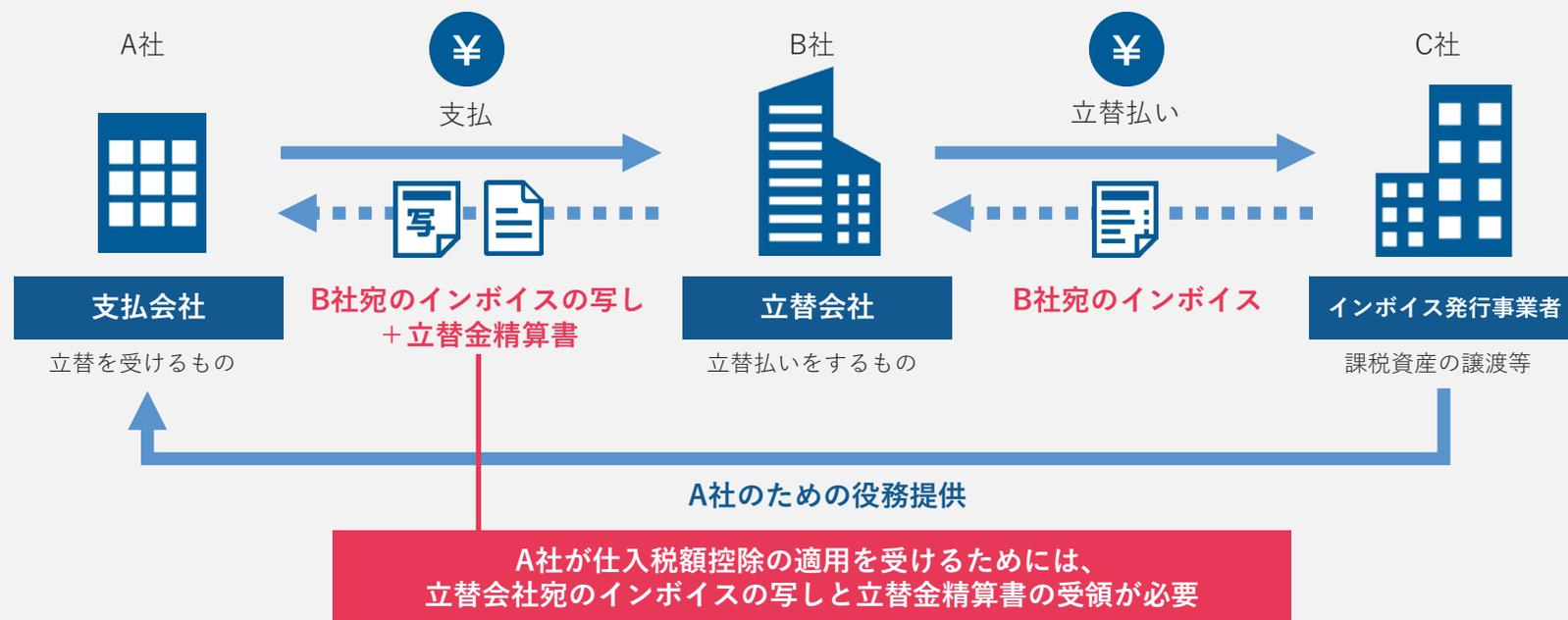
なお、端数処理の計算は「四捨五入」「切捨て」「切上げ」等任意の方法で行うことができます。



税率ごとに区分して合計した金額に税率を乗じて得た金額に端数処理

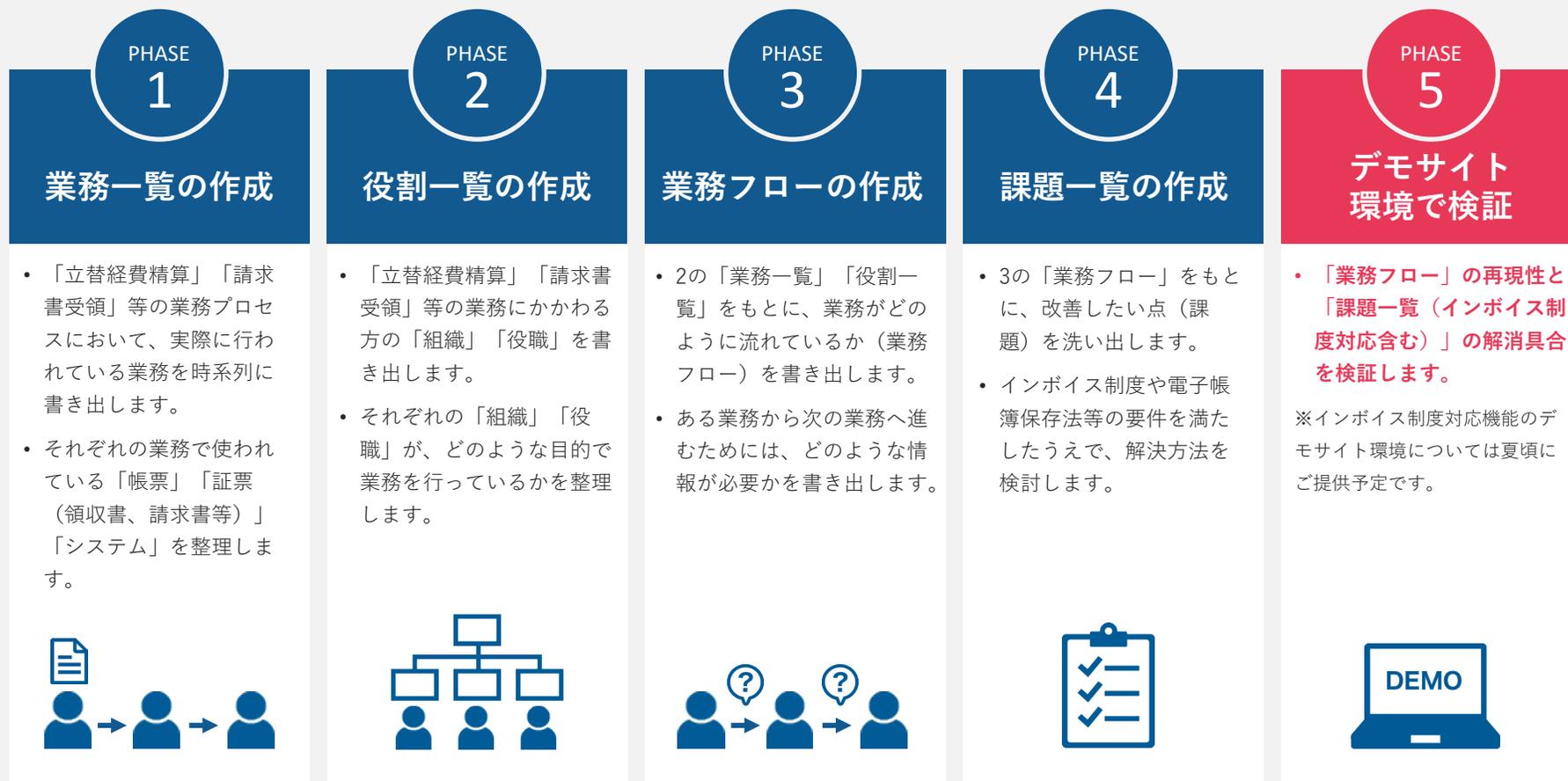
## 会社間の立替払いが発生する場合の留意点

インボイス制度が開始されると、経費を会社間で立替払いした場合のインボイスの保存に注意が必要となります。  
インボイスの発行事業者（C社）から立替払いを行った会社（B社）宛に交付されたインボイスを、A社がそのまま受領したとしても、これをもってA社がインボイスを受領したとすることはできず、仕入税額控除ができない点に留意する必要があります。



# インボイス制度への対応方法検討の流れ

HRMOS経費は、経理の業務を熟知した専任の担当者が、ご提案から本稼働までお客様が安心してご利用できるよう伴走します。お客様の業務フローや課題を丁寧にヒアリングし、インボイス制度への対応方法検討に尽力いたします。



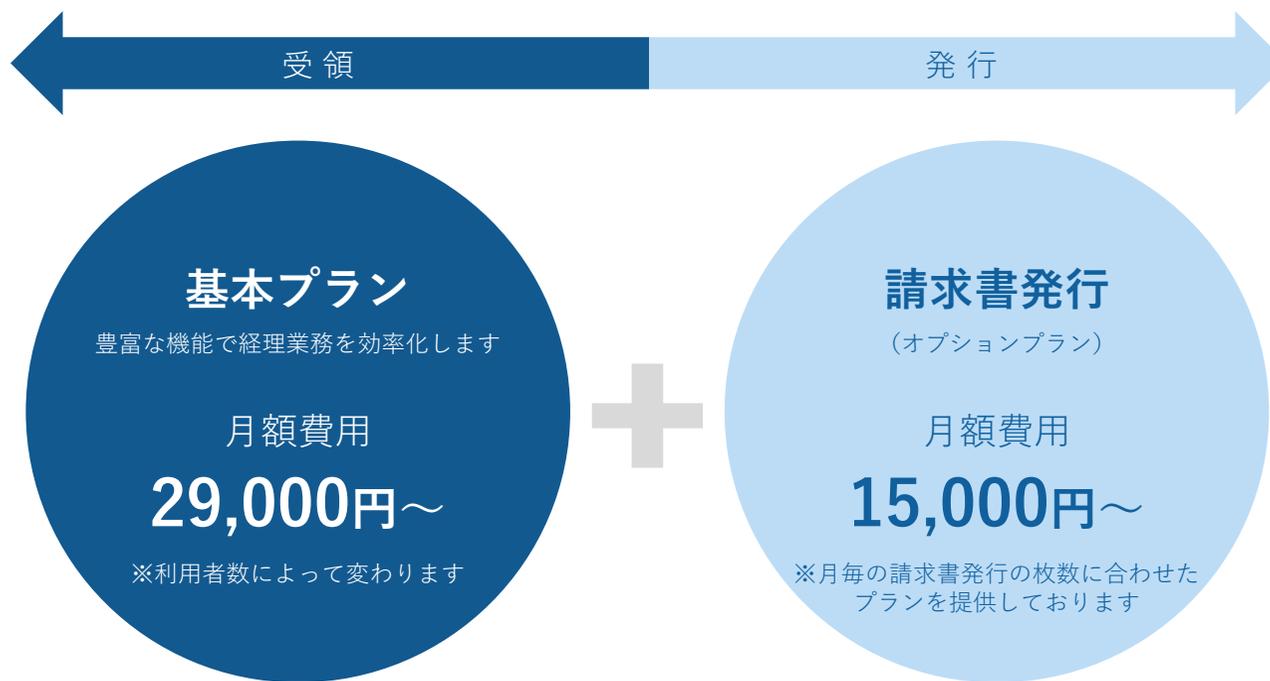
# 選べる料金

HRMOS経費は、月額29,000円から導入できるサービスです。

経費精算、交通費精算、支払依頼といった経費処理に必要な機能の多くを追加料金なしでご利用いただけます。

また、HRMOS経費では、経費精算・請求書処理業務のみならず請求書発行業務についてもインボイス制度対応が可能です。

請求書の受領だけでなく、請求書の発行工数も削減したいお客様はぜひご検討ください。



# お問い合わせ・会社概要

---

最後までお読みいただきありがとうございました。より詳しいサービスの内容や導入事例、利用開始までの進め方など、ご質問やご不明点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

 **042-750-2704**

( 受付時間 平日9:00～12:00 / 13:00～18:00 )

[ご相談・お問い合わせ](#)

[料金シミュレーション](#)

会社名	イージーソフト株式会社
創業／設立年月日	1998年2月19日／2000年7月7日
資本金	1億円
代表取締役	山本 覇利努
所在地	〒252-0233 神奈川県相模原市中央区鹿沼台1-9-15 プロミティふちのベビル6F